

○山口市企業立地促進条例施行規則

平成20年4月1日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口市企業立地促進条例（平成20年山口市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 条例第2条各号に規定する用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 工場等には附帯施設を含むものとする。
- (2) 既設の事業と異なる業種は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる中分類において異なる業種とする。
- (3) 土地は、操業開始前5年以内に購入したもので、製造業、情報通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業及び研究開発事業に要するものとする。
- (4) 家屋は、操業開始前2年以内に構築したものとする。
- (5) 償却資産は、操業開始前1年以内に取得したものとする。
- (6) 雇用は、操業開始前1年以内に雇用したものとする。

(指定の申請)

第3条 条例第6条に規定する指定の申請は、操業開始の日から60日以内に企業立地奨励措置指定申請書（様式第1号）を提出して行うものとする。ただし、特段の事情がある場合はこの限りでない。

2 前項ただし書の規定により60日を超えて指定の申請を行った場合の奨励金の交付期間は、指定後初めて固定資産税を賦課された年度以後3年までとする。

(指定書等)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合はこれを審査し、条例第5条の規定により指定することが適当であると認めたときは、当該事業者に対し企業立地奨励措置指定書（様式第2号）を交付し、不適当と認めたときは、企業立地奨励措置不承認通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(奨励金の交付申請)

第5条 条例第3条に規定する奨励金の交付を受けようとする事業者は、次の各号に定めるところにより申請するものとする。

(1) 工場等設置奨励金の交付を受けようとする者は、賦課された年度の固定資産税を完納してから10日以内に工場等設置奨励金交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(2) 雇用促進奨励金の交付を受けようとする者は、操業開始後1年を経過した日から30日以内に雇用促進奨励金交付申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の決定又は却下をするものとする。この場合において、市長は、当該奨励金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定又は却下をしたときは、事業者に対し、工場等設置奨励金交付決定(却下)通知書(様式第6号)又は雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書(様式第7号)により、その内容及びこれに付けた条件を通知するものとする。

3 市長は、前条第1号の工場等設置奨励金の交付に際し、対象となる投下固定資産に本市の補助金等を活用した場合は、投下固定資産額から補助金額を減額できるものとし、減額後の投下固定資産に係る固定資産税相当額を奨励金として交付する。

(変更の届出)

第7条 条例第7条第1項の規定による届出は、その届出に係る事実が生じた日から10日以内に企業立地奨励措置指定内容変更届(様式第8号)を提出しなければならない。

(操業の休止等の届出)

第8条 工場等の操業を休止し、又は廃止した指定事業者は、その事実が生じた日から10日以内に操業休止(廃止)届(様式第9号)を提出しなければならない。

(奨励金の交付)

第9条 市長は、交付請求書(様式第10号)による請求があったときは、奨励金を交付するものとする。

(承継の届出)

第10条 承継を受けた事業者は、速やかに事業承継届出書(様式第11号)を市

長に提出しなければならない。

(指示事項の遵守)

第11条 奨励金の交付を受けた事業者は、市長が当該事業所の操業、雇用、営業状況等についての報告を求める等必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年2月12日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月28日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日規則第14号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

山県市長 様

申請者

所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

電話

企業立地奨励措置指定申請書

企業立地奨励措置指定を受けたいので、山県市企業立地促進条例第6条の規定により次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請措置

工場等設置奨励措置	
雇用促進奨励措置	

(該当する措置に○印を記入)

関係書類

- 1 商業登記事項証明書又は住民票写し
- 2 定款又は規約
- 3 土地登記事項証明書及び位置図
- 4 建物登記事項証明書及び配置図
- 5 契約書(土地、建物、償却資産)の写し
- 6 新たに雇用した従業員の住民票の写し
- 7 その他参考資料

1 事業所の概要

資本金(出資金)	千円	従業員数	人
業種及び事業概要			
その他参考事項			

2 工場等設置の概要

設置の区分	新設 ・ 増設 ・ 移設			
所在地	山県市 番地			
規模	土地	m ²		建物 m ²
事業費	千円	内 訳	投下固定資産	千円
			その他	千円
工事期間	着手	年 月 日	完成	年 月 日
操業開始日	年 月 日			
従業員数	人(うち新規採用者 人)			

3 事業費の内訳

区分		種別・数量等	価 額
投 下 固 定 資 産	土 地		千円
	家 屋		
	構 築 物		
	機 械 装 置		
	小 計		
そ の 他			
	小 計		
計			

附属資料：区分ごとの明細表

4 既存工場等の固定資産状況

区 分	種別・数量等	価 額
土 地		千円
家 屋		
構 築 物		
機 械 装 置		
計		

附属資料：決算書又は試算表

既設家屋の平面図及び明細表

5 公害防止関係

(1) 製造工程等の概要

(2) 公害防止施設

区分	施設	内容	事業費
騒 音			千円
振 動			
悪 臭			
大 気			
水 質			
そ の 他			

(3) 公害に対する効果等

(ア) 施設の効果と見通し

(イ) 公害発生の場合の処理方法

(ウ) その他

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

企業立地奨励措置指定書

年 月 日付けで申請のあった企業立地奨励措置指定申請について、山県市企業立地促進条例第5条の規定により下記のとおり指定します。

記

工場等設置奨励措置 ・ 雇用促進奨励措置

なお、各奨励金の交付申請については、下記の交付基準に該当するものについて、それぞれの申請期間内に所定の交付申請書を提出してください。

奨励措置	交付基準	申請期間	添付書類
工場等設置奨励金	投下固定資産に対して賦課された固定資産税	当該年度の固定資産税完納後10日以内	1 市税の納税証明書 2 収支決算書 3 その他参考資料
雇用促進奨励金	操業開始に伴い新たに雇用した者のうち、操業開始の日に本市に居住しており、かつ、引き続き1年以上常時雇用された従業員	操業開始後1年を経過した日から30日以内	1 奨励金対象者名簿 2 上記の者の住民票(写し) 3 その他参考資料

※ 次の事項については、事実が生じた日から10日以内に届出をする義務があります。

- 1 指定申請の内容に変更が生じたとき。
- 2 操業を休止又は廃止したとき。

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

企業立地奨励措置不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった企業立地奨励措置指定申請については、次の理由により承認できないので、山県市企業立地促進条例施行規則第4条の規定により通知します。

《不承認の理由》

様式第4号(第5条関係)

年 月 日

山泉市長 様

申請者
所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

工場等設置奨励金交付申請書

見出しの奨励金の交付を受けたいので、山泉市企業立地促進条例施行規則第5条第1号の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	交 付 申 請 額	円	
2	操 業 開 始 日	年 月 日	
3	企 業 立 地 奨 励 措 置 の 指 定 を 受 け た 日	年 月 日	第 号
4	工 場 等 設 置 の 区 分	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設	
5	今 回 の 申 請 年 度	初 年 度 ・ 第 2 年 度 ・ 第 3 年 度	
6	現在の投下固定資産額及び従業員数(指定工場分)		
	投下固定資産額 千円	土 地	千円
		家 屋	千円
		償却資産	千円
従 業 員 数	人		

7	交付申請額の内訳		
	投下固定資産	固定資産税課税標準額	固定資産税額
	土 地	円	円
	家 屋		
	償 却 資 産		

8 関係書類

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 収支決算書
- (3) その他参考資料

様式第5号(第5条関係)

年 月 日

山泉市長 様

申請者

所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

雇用促進奨励金交付申請書

見出しの奨励金の交付を受けたいので、山泉市企業立地促進条例施行規則第5条第2号の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1	交 付 申 請 額	円	
2	操 業 開 始 日	年 月 日	
3	企 業 立 地 奨 励 措 置 の 指 定 を 受 け た 日	年 月 日 第 号	
4	工 場 等 設 置 の 区 分	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設	
5	現在の投下固定資産額及び従業員数(指定工場分)		
	投下固定資産額 千円	土 地	千円
		家 屋	千円
		償却資産	千円
従 業 員 数	人(うち奨励金対象従業員数 人)		
6	交付申請額の算出方法		

7 関係書類

- (1) 奨励金対象従業員名簿
- (2) (1)の者の住民票(写し)
- (3) その他参考資料

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

工場等設置奨励金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった工場等設置奨励金については、下記のとおり交付を決定(却下)したので、山県市企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 条件のある場合

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

山県市長

(公印省略)

雇用促進奨励金交付決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった雇用促進奨励金については、下記のとおり
交付を決定(却下)したので、山県市企業立地促進条例施行規則第6条第2項の規定により通
知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 条件のある場合

様式第8号(第7条関係)

年 月 日

山県市長 様

申請者
所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

企業立地奨励措置指定内容変更届

申請事項に変更を生じたので、山県市企業立地促進条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 を 受 け た 日 指 定 前 の と き は 申 請 し た 日	年 月 日 第 号
変 更 の 理 由	
変 更 し た 日	年 月 日
変 更 事 項 及 び 参 考 資 料	

様式第9号(第8条関係)

年 月 日

山県市長 様

申請者

所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

操業休止(廃止)届

操業を休止(廃止)したので、山県市企業立地促進条例施行規則第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

企業立地奨励措置 の指定を受けた日	年 月 日 第 号
休止(廃止)した日	年 月 日
休止(廃止)の理由	

様式第10号(第9条関係)

交付請求書

年 月 日

山県市長 様

申請者
所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名
電話

年 月 日付け 第 号の にて、交付決定のあった奨励金について、山県市企業立地促進条例施行規則第9条の規定により、次のとおり請求します。

奨励金の種類

請求金額 円

様式第11号(第10条関係)

年 月 日

山泉市長 様

承継人 所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

電話

被承継人 所在地(住所)

名称(氏名)

代表者氏名

電話

事業承継届出書

下記のとおり事業を承継したので、山泉市企業立地促進条例第9条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業所の名称	
事業所の所在地	
指定年月日	年 月 日 第 号
承継の年月日	年 月 日
承継の理由	

添付書類

- ・承継の事実を証する書類
- ・その他市長が必要と認める書類

様式第 1 号 (第 3 条関係)
様式第 2 号 (第 4 条関係)
様式第 3 号 (第 4 条関係)
様式第 4 号 (第 5 条関係)
様式第 5 号 (第 5 条関係)
様式第 6 号 (第 6 条関係)
様式第 7 号 (第 6 条関係)
様式第 8 号 (第 7 条関係)
様式第 9 号 (第 8 条関係)
様式第 1 0 号 (第 9 条関係)
様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)